審査基準（公表用）

所管部（局）・課（室）　健康福祉本部 長寿社会課

法　令　名	介護保険法	法令の番号	平成９年法律第123号
許認可等の種類	介護老人保健施設の管理者の承認	根 拠 条 項	第95条第２項

審査基準	○　特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの施設長等老人の福祉に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者であること。

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	１４日	目次NO	9
						標準経由期間	－　日		